

## 平成31年度事業計画

財団では、これまで伊豆沼・内沼の自然環境の保全や活用を総合的に推進し、教育的効果の向上を図るとともに、地域活性への寄与を目的に、研究、保全、普及啓発を柱とした活動を展開してきました。伊豆沼・内沼は、研究成果を保全対策に活用し、回復した自然資源を有効活用できる好循環ができている特筆すべき湿地であり、全国タナゴサミットの開催地となるなど全国からその活動が注目されています。平成21年度から始まった自然再生事業は10年が経過しました。平成31年度は、自然再生事業のこれまでの成果を総点検する節目の時期となります。事業の見直しによって新たな保全対策を提言し、さらなる先進的な湿地保全活動を進めてまいります。

自然再生事業は、自然再生協議会でのこれまでの知見、議論を踏まえ、植生管理技術のさらなる向上を図り、湖岸防護柵を設置するなど、より効率的かつ確度の高い、沈水植物の復元や水中の溶存酸素の改善に向けたハスの大規模刈り取りの実施に取り組んでまいります。また、マコモやヒメガマなど水際に分布する抽水植物群落の残存率向上の試験研究などを引き続き継続し、湖岸植生の回復に向けた取り組みを行います。合わせて10年が経過した事業の総点検、評価を行い、新たな保全対策を提言します。

外来魚防除活動では、外来魚の卵、稚魚、成魚と成長段階に応じた生活史全体にわたる効果的な防除事業によって、魚介類が増加し、自然再生事業の復元目標種の一つであるカモ類のミコアイサやエビ類などが順調に増加しています。この伊豆沼方式と呼ばれる外来魚防除活動を継続し、外来魚をさらに低減するための技術開発及び低減維持へ向けた解析を進めます。また、外来水生植物の除去や二枚貝類の増殖・移殖事業を行い、在来生物の復元を図り、沼の生物多様性の回復に努めます。

自然保護思想の普及啓発活動では、研究や保全にかかわる最新成果を展示するなどサンクチュアリセンターを有効活用するほか、研究集会や研究報告の発刊を通じて、学術的知見を情報発信し、広く周知します。また、自然体験講座や出前講座、写真展などを開催します。さらに、講話要請や団体視察などにも積極的に対応し、みやぎラムサールトライアングル及びジオパークの関連事業とあわせて、環境教育及び自然資源活用の場の拡充を図り、伊豆沼・内沼の自然保護と賢明な利用への意識向上に努めます。そのほか、沼をフィールドとする各種研究機関への支援を行います。

施設の管理運営では、宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターについて、指定管理者として良好な施設環境を維持しつつ、自然保護思想の普及啓発活動の場として有効活用してまいります。

## I 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団の運営

### 1 評議員会及び理事会の開催

定款の定めにより、評議員会は、定時評議員会として事業年度終了後3箇月以内（5月又は6月）に1回開催するほか、必要がある場合は臨時評議員会を開催する。

また、理事会は、定時理事会として事業年度終了後3箇月以内（5月）及び翌事業年度開始前（3月）の2回開催するほか、理事長が必要と認める場合などに、臨時理事会を開催する。

なお、臨時理事会の開催が困難な場合は、定款の定めるところにより決議の省略による決議をその都度必要な手続きを経て行う。

### 2 事務局担当課長会議の開催

宮城県環境生活部自然保護課、登米市（環境課、商業観光課）、栗原市（環境課、田園観光課）及び当財団で構成する「事務局担当課長会議」を理事会前に開催し、理事会提案事項や事業執行上の諸課題について協議・検討を行う。

### 3 資産の運用管理

依然として国債等の債券や預金の金利は低く、基本財産の運用においては厳しい状況となっている。一方、公益法人として当財団には、より一層公益性の高い自主事業の展開が求められており、それに必要な運用果実の確保が重要となっている。そのようなことから、基本財産については、安全・確実かつ高金利の金融商品による運用を図る。

### 4 財団運営寄付金及び自然保護基金造成のため要請等

当財団の財政基盤は、脆弱な状況が続いており、宮城県、登米市及び栗原市による財政的支援等により、厳しい状況を克服してきた。自然保護基金及び財団運営寄付金については、財団運営の根幹をなすものであることから、ホームページ等を活用しながら支援等の要請を行う。

### 5 民間団体助成金の活用

民間企業によるCSR・環境・社会貢献が広がり、自然環境への問題意識や関心が年々高まってきており、各種の助成制度を設けて地域で活動している自然保護団体等への支援を行っているが、当財団としても財政基盤の確立を図るため、民間企業における助成事業や調査・研究事業等の獲得に向けて積極的に取り組む。

### 6 国、県及び市との連携

国、県などからの受託事業等については、委託者である国、県はもとより、登米・栗原両市とも連携を図りながら効率的かつ確実に事業を実施する。

### 7 情報の発信

ホームページやセンターニュースのほか、各種広報紙及びマスコミ等を効果的に活用し、最新の情報発信に努める。

### 8 財団30周年のあゆみの刊行

財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団が1988年(昭和63年)11月に設立されて30周年を迎えたため、これまでの財団の活動状況を取りまとめて、昨年度に「財団30年のあゆみ」を刊行する予定であったが、資料等の整理が間に合わず今年度に刊行する。

## II 宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター管理運営事業

平成31年度は、新たな5年間、指定管理者の指定を受けており、これまで以上に施設の有効活用を図ると共に、経費の節減を図りながら、安全かつより効率的な管理運営に努める。

また、専門家を配置し、より充実した展示内容となったセンターについて、広く県内外に周知し入館者の拡大を図るほか、栗原市サンクチュアリセンターつきだて館、登米

市サンクチュアリセンターとの連携も図りながら、環境教育の場として有効活用する。

このほか、周辺の環境整備として、水生植物園やハス田・買上地の管理、観察路の整備等を実施する。

#### 1 水生植物園の管理

水位の適正管理に努め、自然再生事業で再発見し、系統保存を続けているジュンサイなどの貴重な野生動植物の増殖を図る。また、園内に設置されている施設を注視しながら適宜観察路の修繕を行うなど利用者の安全確保に努める。

#### 2 ハス田管理（1 ha）

水位等ハス田の適正管理に努め、健全なハス群落の保全維持を行う。

#### 3 買上地等の保全管理

年2回の除草作業を基本とするほか、環境整備の一環として、ヤナギなどの立木の枝打ち・伐採を適宜実施する。また、伊豆沼漁業協同組合及び土地改良区等と連携して野火を実施し、植生の保全やゴミの撤去などを行う。

#### 4 地域内巡回指導

ゴミの不法投棄を防止するため、沼周辺の巡視を強化する。また、ブラックバスの釣人に対しては、県内水面漁業調整規則及び内水面漁場管理委員会の指示に基づき、適切な指導を行う。

### III 環境省「国指定伊豆沼鳥獣保護区管理センター」管理事業

東北地方環境事務所と連携しながら施設の適正管理に努めるとともに、自然保護・環境保全活動の場として有効活用する。また、ガンカモ類など鳥類の標識調査や学術研究等に使用するほか、鳥インフルエンザの検査に対応する等積極的に国を支援する。

### IV 栗原市若柳ラムサール公園管理事業

県サンクチュアリセンター敷地及び駐車場・アプローチ等を含む栗原市若柳ラムサール公園については、センター利用者の安全確保及び景観保全を図るため、法面の除草作業や芝の手入れを毎月（5～9月）実施し、適切な維持管理を行う。また、財団が実施する自然体験講座など環境教育の場として、有効活用する。

### V 伊豆沼・内沼の自然写真展事業

「伊豆沼・内沼の自然」及び「伊豆沼・内沼にかかわる人々」を題材とする写真展を登米市、栗原市及び財団の3者で構成する実行委員会において開催する。

この写真展は、平成31年度で29回目を迎えることとなり、県サンクチュアリセンターのほか、登米市役所や栗原市役所などで展示を行い、広く伊豆沼・内沼の環境保全の重要性を啓発する。

### VI 調査研究・普及啓発事業

伊豆沼・内沼の自然環境の保全管理のため、各種団体と連携を図り、調査研究並びに保全活動を行い、その研究成果を研究報告や研究集会、ホームページ等を通して全国に発信する。

また、サンクチュアリセンターを活用した講話や技術指導を行うほか、出前講座を開催し、自然保護の普及啓発活動を行うとともに、みやぎラムサールトライアングル、ジオパーク関連事業などにも積極的に参画する。

さらに、家族を対象とする伊豆沼・内沼自然体験講座を年10回開催するほか、オオクチバスの駆除や植栽活動など、ボランティアとともに行う保全活動を推進する。

## Ⅶ 伊豆沼・内沼自然再生事業

昭和55年の多様な生物が生息する生態系を有していたころの伊豆沼・内沼への再生を目指すため、平成22年度に策定された伊豆沼・内沼自然再生事業実施基本計画に基づき、水生植物保全整備及び湖岸植生保全整備を行う。水生植物保全整備では、沼内で減少している沈水植物の復元に向け、①埋土種子発芽試験、②系統保存、③移植及び食害防止柵設置、④沼内生育状況調査を行う。湖岸植生保全整備では、①ヨシ群落等の刈り取り、②湖岸浸食防止柵の設置、③移植用柵の設置を行う。

## Ⅷ 伊豆沼・内沼よみがえれ在来生物プロジェクト事業

オオクチバス等外来種の侵入などによって減少した在来生物を回復させるため、在来生物生息域の回復と外来種対策、ハス群落の適正管理を行う。在来生物増加促進対策では、過年度からの継続業務として①屋外適地での在来生物の系統保存と増殖、②在来魚貝類生息状況・在来植物生育状況調査、③二枚貝類の増殖・移植事業、④市民参加型在来生物の増殖技術の検討を行う。外来生物の駆除では、①電気ショックカーボートによる外来生物の駆除、②外来水生生物の除去を行う。

伊豆沼・内沼の大部分を覆っているハス群落は、夏の重要な観光資源である一方、群落内の酸欠や、浅底化促進、他の水生植物の減少をもたらすなど生態系への影響が顕在化している。本事業では、ハスの群落面積を、水底の溶存酸素濃度が水質基準値を満たしていた頃に適正管理することを目標に、伊豆沼のハス群落の一部を刈り払う。

## Ⅸ ぬまもり号管理業務

宮城県所有の電気ショックカーボート（ぬまもり号）を保管するとともに、外来魚防除のために電気ショックカーボートを使用したいと希望している県内の団体に対し、貸し出し業務を行い、実際の使用方法と、捕獲結果に基づいた生態系の順応的管理方法をレクチャーする。伊豆沼・内沼で実施しているさまざまな環境保全技術の多くは、県内各地の湿地や湖沼、ため池にも適用可能な技術であり、技術の県内への普及啓発の一環として行うものである。

## X 伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画（第2期）策定業務

平成31年度から10年間実施される自然再生事業の実施計画を策定する。これまで行ってきた自然再生事業の事業結果をとりまとめた上で、必要な対策を検討する。今年度は自然再生協議会が2回開催され、その前後には専門家会議も開催される。実施計画策定にあたっては、これらの会議に骨子等を提出し、専門家や関係者の意見を徴取しながら策定する。あわせて全体構想についても改正案を作成する。

## XI その他

サンクチュアリセンター諸活動の普及発展に寄与することを目的に設立した宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリ友の会の育成強化を行う。また、伊豆沼・内沼絵画展実行委員会が実施する「伊豆沼・内沼絵画展」を支援する。